

<参考> 多子世帯の所得要件

【算定の手順】

- ① 個人の所得から次の控除額を差し引く。
 - ・ 定額控除 8万円
 - ・ 給与所得控除 10万円（給与所得の場合）
 - ・ 障害者控除 27万円（特別障害者 40万円）、寡婦寡夫控除 27万円 など（該当する場合）
- ② 世帯全員について①で算出した額を合計する。
- ③ 世帯全員の合計額を下の児童扶養手当の所得制限限度額と比較し、下回る場合は要件に該当する。

《児童扶養手当の所得制限限度額》

扶養親族の数（人）	所得制限限度額（万円）
0	200
1	238
2	276
3	314
4	352
5	390
扶養親族が6人以上の場合には、一人につき38万円を加算した額。	

※ここで言う扶養親族とは、税法上の扶養親族であり、子どもに限定するものではありません。